

(3) 子どもの性問題行動の連続体(スペクトラム)について

子どもの性行動には、年齢に適した健康的な活動であると認識されているものから、不健康または病的で、注意や治療を必要とする可能性のあるパターンまであります。子どもを見守る大人が、子ども時代の性行動の範囲について知っておく必要があります。

タイプ1 :自然で健康的な性行動

年齢相応、発達に見合う、バランスがとれている

タイプ2 :性的に反応している行動

注意すればやめるが再び行う。被害者は困惑し、虐待や暴力だと感じる場合もあるが、無理強いはしていない。拒否されると別の子を探す。怒りや報復に基づかず、多くは偶発的である。他者と同じ行動をとることで性的虐待の混乱を解決しようとしていることもある。不安や混乱、恐れが性行動と関連している。性的興奮を経験しないことがほとんどである。このグループに該当する人数が最も多い。

タイプ3 :大人と同じ広範囲にわたる性行動

大人が行うような広範囲の性行動を習慣的に行う。多くは、不信感、慢性的な傷つき、大人からの見捨てられ感を有し、その対処として他の子どもと仲良くなるようにする。被害者との密接な感情的関係はないが、自身の孤立感と愛情の欠如を解消させてくれるようなつながりを感じている。行為に心情的な安定を感じているため、誤ったことであるという認識に乏しく、やめることは難しい。相手への働きかけを行うが、強制はしない。自分と同じような状況(傷ついたり、途方に暮れている)にあると感じ、そして、他者に見つからないように共に行動してくれる相手を探す。

タイプ4 :暴力的な性行動

性行動が頻繁で変わりづらい。強い性的混乱や性と攻撃性のつながりが、本人の思考と行動の特徴である。被害者が年齢的に未熟で理解力に乏しい場合を除き、心情的・身体的強制、賄賂、だまし、人心操作が用いられる。発達の遅れや社会的孤立などの脆弱性を有する相手を選ぶため、身体的な強制は必要としない場合もある。生活の他の面でも問題を抱えていることが多い。専門的な介入が必要。

< Johnson,T.C.(2016) Helping Children with Sexual Behavior Problems:A Guidebook for Professionals and Caregivers.(5th edition) Library of Congress Cataloging-in Publication Data.>

注)

上記タイプのうち、どれに該当するかの見極めが大切であり、これにより適切な対応が異なります。

一連の性行動は、発達上の障害のない12歳以下の男女を対象とした調査研究に基づいています。

グループの境界線上にいる子どももいれば、グループ間を移動する子どももいます。

第3章 「つなぐ」:問題行動発生時の初期対応

問題行動への対応にあたっては、ぜひ専門機関を活用してください。

専門機関は多くの知識やアセスメントのための手法を有しており、皆さんからの相談に応じ、一緒に考えてくれます。

性問題行動を起こしたからといって、すぐに逮捕されたり、施設に入ったりするものではありません。

まずは、再発防止に向けた対応を専門機関とともに考えていきましょう。

県内の専門機関としては、次のようなところがあります。(p. 32～参照)。

○松山法務少年支援センター

非行に関する専門的知識や技術を幅広く活用し、一般の方からの相談に応じるなど、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた様々な活動を行っています。

心理学等の専門的知識を有する職員が丁寧に話を聞き、保護者に対して、今後の子どもとの接し方を助言したり、子ども自身に継続的にカウンセリングを行ったりするなどの援助を行っています。(年齢制限なし)

○児童相談所

(福祉総合支援センター、東予子ども・女性支援センター、南予子ども・女性支援センター)

18歳未満の子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、児童福祉司や児童心理司などの専門職が各種診断(社会診断、心理診断等)を通じて、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行っています。

一時保護や児童福祉施設等への入所措置のほか、通所による問題行動の改善に向けた支援プログラムも実施しています。

○愛媛県警察少年サポートセンター

少年の特性に関し専門的な知識や技能を有している少年補導職員(臨床心理士を含む。)等が配置され、子どもを非行や犯罪被害から守る活動を行っています。

少年や保護者からの非行問題、交友関係、学校問題等の悩みや困りごと相談を行う少年相談活動のほか、少年の立ち直り支援や非行防止等各種教室の開催等の規範意識の醸成などに取り組んでいます。

(1) 子どもの性問題行動を耳にしたら

伝えてくれた人、関係機関と調整しながら、その子がした行動を具体的に把握します。

(参考資料:「性的問題行動の程度を判断するポイント」(出典:愛媛児童福祉施設連合会・愛媛県作成の児童養護施設等における性的問題行動への対応マニュアル→次頁)

専門機関(法務少年支援センター、児童相談所、警察少年サポートセンター)に相談しましょう。専門的な立場からの支援を得ることができます。

「健全な行動」か「問題行動」かを見極め、さらに性問題行動の連続体(スペクトラム)の中のどのタイプか周囲と協議して対応を行います。

(留意点)

- 犯罪行為(法律等違反)については、社会秩序のためにルール(法律等)があることを理解させるとともに、再非行を防止する方法として、警察など刑事司法関係機関からの指導説諭を行うことも考えられます。
- 加害者側の保護者、被害者側の保護者も大きな問題にすることを避けたがる場合があります。必ずしも内輪で解決することが子どもにとっていいことではありません。関係機関にも協力を求めて、よく話し合しましょう。
- 被害を受けた子の安全を確保するのは大前提ですが、加害行為を行った子の安全・安心にも気を配りましょう。(良くない事例:×加害行為の発覚によって保護者等にひどく殴られている。×十分な説明も受けずに一時保護所に送られる。)
- 子どもは事実を一部又は全部否認する場合があります。子どもの問題というよりも、「子どもの安全確保ができていない」、「その後の見通しを伝えていない」、「正直に話すことがいかに本人にとって大事であるかを理解できていない」など、大人側の問題である場合があります。
- 間違った知識でお説教をしないようにしましょう。加害少年が自分の行動を説明し、行動を変えていけることを信じ、その責任を果たすのを支援する姿勢を示しましょう。

※早期の対応が、次の加害・被害を防ぎ、子どもたちを守ることに繋がります。遠慮なく専門機関(p. 32～)に相談してください。

(2) 性問題行動の程度を判断するポイント

別紙 1

性的問題行動の程度を判断するポイント

	行 為 内 容	有無
直接的な行為の有無	性交渉・性器を口や肛門に入れる／入れさせるか	
	口で性器や肛門に触れる／触れさせるか	
	性器の挿入や性器に直接的に触れるような行為の強要・教唆があるか	
	性器を触る／触らせるか	
	舌を使ったキスがあるか	
	プライベートゾーンに触る／触らせるか	
	性的な行為の強要・教唆があるか	
	性器や性交渉の現場を見せる／見させるか	
	ポルノ情報を見せる／聴かせるか	
	プライベートゾーンを被写体とした画像などの媒体記録を作成する／されるか	
関係性及び道徳性	年齢の差があるか	
	知的能力の差があるか	
	体格差があるか	
	腕力差があるか	
	入所期間の差があるか	
	人の心身を傷つける行為が認められるか	
	性的言動で自分に注意を向けさせようとするか	
	性的言動で大人や他児の反応を引き出そうとするか	
	児童同士で、寂しさや満たされなさを性的な行為で充足させようとするか	
逸脱性の状況	よく知らない児童同士での性行動など、稀な性行動か	
	日常生活に支障がでる程に、高頻度で継続的か	
	自他によるコントロールが困難で、止められないか	
	他者からの性的接触を求めるか	
	他者を性的に活性化させる言動の意識的 / 無意識的な表出があるか	
	年齢や発達水準からして稀な性行動か	

【参考文献】

島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要 Vol.53 147～154 (2015)

子どもの性行動の理解と対応に関する児童養護施設職員向け研修プログラムの開発と実施
藤原 映久 榊原 文 (一部改変)

第4章「見守る」:治療教育の基礎知識

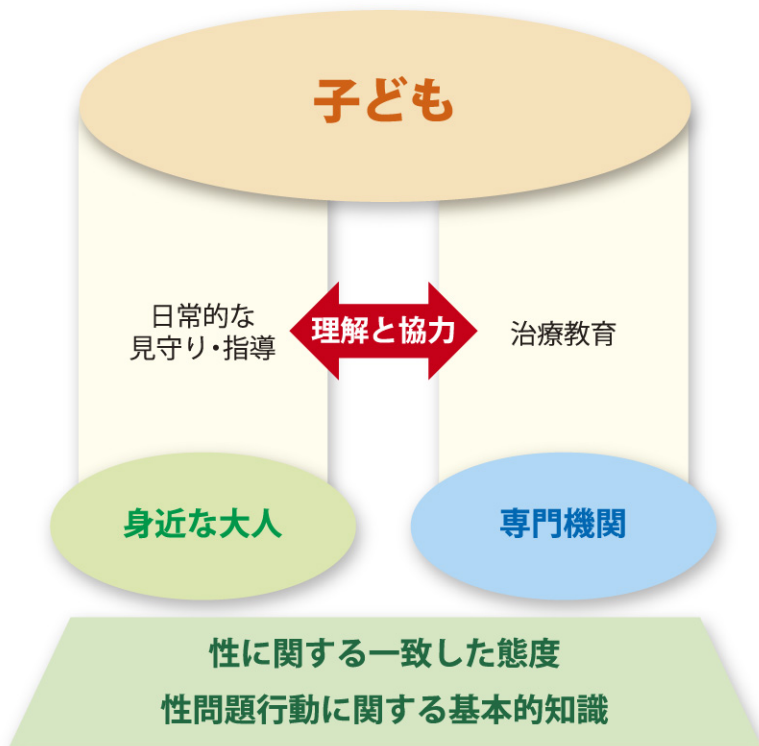
～キーワードは「境界線とパワー乱用」～

(1) 性問題行動を持つ青少年に必要な支援体制

治療教育には、専門機関の介入だけではなく、日常生活で関わる身近な大人の理解と協力が必要です。

専門機関での面接や支援プログラムの中で学んだことを、日々の生活の中でも周囲の大人から確認や指摘をしてもらうことで、学習した内容を日常場面と結びつけて理解を深めたり、間違いがあったら修正したりすることができ、「本当に身につく」ことにつながります。

指導に統一性を持たせるためにも、大人たちは性に関する態度を一致させ、性問題行動や治療教育についての基本的な知識を共有しておくことが大切です。



(2) 境界線について

性問題行動は、他者の境界線を侵害する行為です。

境界線とは、自分と他人との間にある、目に見えない「フェンス」という感じのもので、私たちが安心で守られている感じにさせるものです。境界線には次のようなものが挙げられます。

◆身体的・物理的境界線

(例)「これ以上は近づいてほしくない」、「さわってほしくない」等

◆心理的(情緒的)境界線

(例)「心を傷つけられた」等

◆社会的境界線

(例)「社会においては『法律』」、「学校においては『校則』」等

境界線においては、次のことを理解することが大切です。

ルール(制限)を守ること!

関係性等によって多少伸縮する。

見えないので、わかりにくいことがある。

越えてはいけない境界線を意図せず越えたら謝罪する。

一人一人が、個人の境界線を尊重される権利を持つ。

子どもにもある。性はプライバシーの代表である。

性問題行動をする子どもの中には、自分自身も境界線を守られていないことがあります。(例:保護者からの虐待、いじめ、スポーツ活動での過剰な指導、大人が全て決めてしまい本人の気持ちは聞いてもらえない等)

他人の境界線を守れるようになるには、まずその子どもの境界線を保護者や周囲の大人が尊重し、守る必要があります。

